

輪島市監査公表第44号

平成29年10月18日付発監査第171号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年3月20日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 監 第 5 0 9 号

平成 3 0 年 3 月 1 4 日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 \_\_\_\_\_ 監 理 課

監査執行年月日 \_\_\_\_\_ 平成 2 9 年 1 0 月 6 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について</p> <p>個別訪問等で滞納者個々の状況を把握しながら徴収納付に努めている。引き続き滞納額削減に向けて取組まれたい。</p>	<p>滞納者に対し、文書及び電話による督促を行い、履行しない場合には訪問等により、引き続き滞納額削減に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>措置方針等</p>